

令和5年5月2日

保護者の皆様

江南市教育委員会 教育長 村 良弘
江南市立草井小学校 校長 山城 英俊

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策 について

新緑の候 保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、江南市の教育行政並びに本校教育活動の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のように新型コロナウイルス感染症は5月8日付で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することになります。この移行を踏まえ、「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」等の通知が、令和5年4月28日付で文部科学省、並びに令和5年5月1日付で愛知県教育委員会からありました。

つきましては、本市においても、この通知に基づき基本的には下記のように取り扱うことにしますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 学校教育活動において、これまでと同様、児童や教職員のマスク着用を求めないことを基本とします。なお、マスクの着脱を強いることのないようにします。
- 2 換気の確保は引き続き行い、教室等では常時換気に努めるとともに、手洗い等の手指衛生指導及び健康観察は、今後も実施してまいります。
- 3 感染流行時においては、学校行事や給食等の食事をとる場面、部活動等、感染リスクの比較的高い活動場面に応じ、一時的に感染対策を講じることがあります。
- 4 感染が判明した場合の出席停止期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とし、出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- 5 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理をせず、自宅での休養をお勧めします。
- 6 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止となることはありません。
なお、同居家族に高齢者、基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合は欠席とはしないことが可能です。また、医療的ケア児や基礎疾患がある者など重症化するリスクが高い児童についても同様です。ご相談ください。
- 7 学級閉鎖等の臨時休業は、感染拡大の恐れ等を勘案した上で、必要な範囲、期間において機動的に対応します。
- 8 屋内外に問わず運動をするときは、熱中症等による命の危険の恐れがあるため、健康上の理由の場合を除き、マスクを外すように指導してまいります。